

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(令和8年度版)

鳥 栖 市

# 目 次

## 市の支援メニュー・対応窓口

<b>1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口</b> .....	1
<b>2 経済的支援</b>	
(1) 見舞金 .....	1
(2) 高額療養費の支給 .....	1
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 .....	1
(4) 後期高齢者医療保険料の納付 .....	2
(5) 介護保険料の納付 .....	2
(6) 自立支援医療の負担軽減 .....	2
(7) 国民年金の支給 .....	2
(8) 子育てに係る負担の軽減 .....	2
(9) 市税等の納付 .....	3
(10) 生活保護 .....	3
(11) 上下水道料金の納付 .....	3
(12) 母子生活支援施設への入所 .....	3
(13) 就業の支援 .....	4
(14) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル .....	4
(15) 多重債務に関する相談 .....	4
<b>3 精神的・身体的被害の回復・防止等</b>	
(1) 精神保健福祉 .....	4
(2) 子育ての悩み .....	4
(3) DV相談 .....	4
(4) 障害者虐待 .....	4
(5) 高齢者虐待 .....	5
(6) 身体の障害 .....	5
(7) 住所情報の保護 .....	5

# 市の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	総務課庶務係 (市役所2階) TEL 0942-85-3506 内線 3506
--	--

## 2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	総務課庶務係 (市役所2階) TEL 0942-85-3506 内線 3506
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保険年金課健康保険係 (市役所1階) TEL 0942-85-3582 内線 3582
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	保険年金課健康保険係 (市役所1階) TEL 0942-85-3582 内線 3582

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療 保険料の納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	【納付相談】 税務課管理収納係 (市役所1階) T E L 0942-85-3587 内 線 3587
(5) 介護保険料の納 付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	【納付相談】 鳥栖地区広域市町村圏組合 総務課介護保険料係 (鳥栖市本町3丁目1494 番地1) T E L 0942-85-3637
(6) 自立支援医療の 負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	高齢障害福祉課障害者支援 係 (市役所1階) T E L 0942-85-3642 内 線 3642
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	保険年金課国民年金係 (市役所1階) T E L 094285-3583 内 線 3583
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	保険年金課国民年金係 (市役所1階) T E L 094285-3583 内 線 3583
(8) 子育てに係る負 担の軽減 【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども育成課子育て支援係 (市役所1階) T E L 0942-85-3552 内 線 3552
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育 料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	こども育成課子育て支援係 (市役所1階) T E L 0942-85-3552 内 線 3552

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。	こども育成課保育幼稚園係 (市役所1階) T E L 0942-85-3552 内 線 3552
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	こども育成課子育て支援係 (市役所1階) T E L 0942-85-3552 内 線 3552
【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	教育総務課教育支援係 (市役所3階) T E L 0942-85-3691 内 線 3691
(9) 市税等の納付相談	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	税務課管理収納係 (市役所1階) T E L 0942-85-3587 内 線 3587
	【市民税、固定資産税、国民健康保険税(料)の納付相談】	税務課管理収納係 (市役所1階) T E L 0942-85-3587 内 線 3587
(10) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	地域福祉課生活支援係 (市役所1階) T E L 0942-85-3551 内 線 3551
(11) 上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	【納付相談】 管理課業務係 (市役所2階) T E L 0942-85-3538 内 線 3538
(12) 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	こども育成課子育て支援係 (市役所1階) T E L 0942-85-3552 内 線 3552

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(13) 就業の支援	就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講する場合、その受講料の一部を支給します。	こども育成課子育て支援係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3552 内 線 3552
(14) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	鳥栖市消費生活センター (市役所 1 階 市民協働課 窓口) T E L 0942-85-3800 内 線 3800
(15) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	鳥栖市消費生活センター (市役所 1 階 市民協働課 窓口) T E L 0942-85-3800 内 線 3800

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	高齢障害福祉課障害者支援係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3642 内 線 3642
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども育成課子育て支援係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3552 内 線 3552
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	市民協働課男女参画国際交流係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3508 内 線 3508
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	高齢障害福祉課障害者支援係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3642 内 線 3642

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢障害福祉課高齢者支援係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3554 内 線 3554
(6) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	高齢障害福祉課障害者支援係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3642 内 線 3642
(7) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課整備係 (市役所 1 階) T E L 0942-85-3580 内 線 3580